

京都府産木材の利用の促進に関する 基本方針



るり溪少年自然の家 クラフト自習室



山城総合運動公園 弓道場



向日市（民間） SU・BA・CO



舞鶴市鹿原 木製治山ダム

令和5年3月

京 都 府

目 次

はじめに

第 1 方針策定の趣旨

第 2 建築物等における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

- 1 建築物等における木材の利用の促進の意義
- 2 建築物等における木材の利用の促進の基本的方向
 - (1) 木材の利用の促進に向けた取組
 - (2) 木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立
 - (3) 公共建築物等における木材の利用の促進の効果

第 3 建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

- 1 木材の利用の促進を図る公共建築物
 - (1) 対象
 - (2) 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲
- 2 公共土木
- 3 備品・消耗品等
- 4 維持管理
- 5 木材の利用の促進の啓発と気運醸成
- 6 本方針で利用を促進する京都府産木材

第 4 京都府が整備する公共建築物等及び民間建築物における木材の利用の目標

- 1 公共建築物の木造化・木質化
- 2 公共土木
- 3 備品・消耗品等
- 4 民間建築物（京都府産木材認証制度を適用した建築物に限る）

第 5 市町村や建築一般（民間建築）での木材利用の拡大

- 1 市町村
- 2 民間建築

第 6 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

- 1 木材の供給に携わる者の責務
- 2 建築用木材の生産に関する技術の開発等に関する事項

別 紙 …………… 数値目標

はじめに

京都府域の74%を占める森林は、木材の生産をはじめ、日々の生活や農業、産業に必要な水源の涵(かん)養、洪水や土砂災害から守る国土の保全、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止などの様々な多面的機能により、府民の生活を支えています。

森林の機能を持続的に発揮させるためには、植林から下刈り、間伐、伐採、再造林までしっかりと森林の保全・管理を行うとともに、地球温暖化防止のためにも、伐採された木材を住宅の構造材や内装材、家具、炭やペレットなどのバイオマス燃料に至るまで余すことなく活用することが必要で、さらに、森林づくりから木材利用までの各分野が産業として成り立ち、持続可能な経済社会として、森林資源が「循環」していくことが何よりも重要です。

京都府では、利用期に達した人工林が96千ha(人工林面積の75%)、その木材の蓄積は3,389万m³となっており、人工林の蓄積は毎年39万m³近く増えています。このように資源として成熟している森林資源を活用するため、府では、京都府産木材(府内産木材)^{※1}の利用を通じた地球温暖化防止への貢献を「ウッドマイレージ」という具体的な数値で表すことで、府民に環境貢献を実感してもらいながら木材の利用促進へ繋げる「京都府産木材認証制度」を平成16年12月に創設し、これまでから公共事業をはじめ、学校等の整備、ひろがる京の木整備事業による木造建築物の新築から増改築まで、京都府産木材の利用を幅広い分野で推進してきました。また、近年は、強度等に優れた建築用木材であるCLT(直交集成板)^{※2}や木質耐火部材^{※3}等に関する技術開発や実用化、木造建築構法や防耐火性能等の技術革新がなされるとともに、建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく建築基準の合理化等により、中高層建築物の木造化やあらかわしでの木材の利用がしやすくなるなど、建築物において木材を利用できる環境が整いつつあり、民間建築物においても先導的な取組として中高層木造建築物等が建築されるようになってきています。

このようなことから公共建築物のみならずこれまで木材の利用が低位であった非住宅の建築物や中高層建築物を含め建築物全体における木材の利用を促進していくことは森林資源の循環利用や地域経済の活性化等に大きく貢献することが期待されていることから、府の木材の率先利用と、それによる民間建築物への波及効果を一層促進していくため、平成23年に策定した本府の基本方針を「京都府産木材の利用の促進に関する基本方針」(以下「本方針」という。)として改正し策定するものです。

※1 京都府産木材(府内産木材)とは、府内の森林において法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材をいう。(以下「京都府産木材」という。)

※2 CLT(直交集成板)とは、ひき板(ラミナ)を繊維方向が直交するように積層接着した木質系材料をいう。

※3 木質耐火部材とは、木材と非木質資材を組み合わせたり、木材に薬剤を浸透させた難燃処理を施したりすることにより、耐火性能を持たせた木質系部材をいう。

○ 木材利用の公益的意義

森林の樹木は、大気中の二酸化炭素を吸収し、炭素を貯蔵していますが、人工林の高齢化に伴い、森林吸収量は減少傾向で推移しています。今後、森林吸収量を確保していくためには、利用期を迎えた人工林について「伐って、使って、植えて、育てる」ことにより、炭素を貯蔵する木材利用の拡大を図りつつ、成長の旺盛な若い森林を確実に造成していくことが必要です。

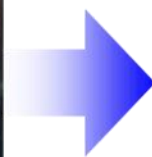
【森林資源の循環利用のイメージ】



(出典：林野庁 「令和3年度森林・林業白書」 より)



間伐が必要な状態の森林



間伐が実施され健全な状態の森林

(木材利用の促進が健全な森林整備と森林の二酸化炭素吸収量を増加させる効果を発揮)

第 1 方針策定の趣旨

本方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定により、京都府内の建築物等における木材の利用の促進の意義及び基本的方向、建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、京都府が整備する公共建築物等^{※1}における木材の利用の目標、建築用木材（法第 2 条第 4 項に規定する建築用木材をいう。）の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項等を定めるものです。

また、本方針は京都府府内産木材の利用等の促進に関する条例（令和 4 年京都府条例第 16 号。以下「条例」という。）に係る具体的な取扱いについて規定するものです。

※1 公共建築物等とは、法第 2 条第 2 項各号、法施行令（平成 22 年政令第 203 号）第 1 条各号及び条例第 7 条第 1 項に定めるものをいう。

第 2 建築物等における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

1 建築物等における木材の利用の促進の意義

農山村地域においては、農林業と地域住民の生活が一体となって営まれてきたことにより、森林が維持されてきました。その後、昭和 30 年代の燃料革命による薪炭林・農用林の衰退や昭和 40 年代の高度経済成長期の木材輸入の完全自由化に端を発する国産木材価格低迷により、林業収益性の悪化や林業労働者の減少など農山村社会環境が大きく変化しました。その結果、地域住民と森林との関係が薄れ、森林の放置や荒廃が進行するなど、森林の有する多様な機能の発揮が、困難な状況になっています。

このような現状において、京都府産木材の利用を一層促進し需要を拡大することは、京都府の経済社会の維持・発展に寄与する極めて重要な産業である林業・木材産業の持続性を高め、森林の適正な整備、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域経済の活性化にも資するものです。

また、木材は長期間にわたって炭素を貯蔵できることや、製造時のエネルギー消費が比較的少ないこと、再生産可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有することから、脱炭素社会の実現にも貢献する「環境にやさしい」素材です。

加えて、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高いなどの性質を有しており、木の香りで人をリラックスさせたり、木の印象が建物への愛着や誇りを高めたり、集中力を高めるなど心理面・身体面・学習面等での効果も期待されることから、学校や医療・福祉施設など幅広い建築物に利用することにより、快適な生活空間の形成に貢献する「人にやさしい」素材でもあります。

京都府では、木材の輸送過程時のエネルギー消費の少ない京都府産木材の利用を促進する「京都府産木材認証制度」により、京都の森林の適正な整備と二酸化炭素排出量の削減による地球温暖化防止に取り組んでいます。

本制度により京都府産木材の利用を促進することで、京都の林業・木材関係事業体を育成するとともに、近隣府県の事業体と連携し、京都府産木材の生産・加工・流通体制の構築を図っていくことが必要です。

「地元で育てた木を、地元で使う。木にも、人にも、地球にも、それが一番いい。」という本制度のキャッチフレーズのもと、京都府産木材の利用を促進することにより、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成、二酸化炭素の排出の抑制及び建築物等における炭素の蓄積の増大を通じた地球温暖化の防止や循環型社会の形成、さらには、京都の林業・木材産業の育成にも貢献することが期待されています。

2 建築物等における木材の利用の促進の基本的方向

1 の建築物等における木材の利用の促進の意義、法第3条に規定する基本理念及び条例第3条に規定する基本理念を踏まえ、京都府は以下のとおり建築物における木材の利用の促進に取り組むものとします。

(1) 木材の利用の促進に向けた取組

京都府は、法第5条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、府内の公共建築物等における木材の利用の促進はもとより、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物、さらには工作物の各種資材、製品などにおける木材利用の促進に向け、地域の実情を踏まえた効果的な施策の推進に積極的な役割を果たすことが求められています。

このため府が整備する公共建築物等における京都府産木材の利用の促進に取り組むほか、民間建築物における木材の利用が促進されるよう、国の施策に準じて、木造建築物の普及、木材利用に関する技術的情報の提供、木造建築物の設計及び施工に関する知識及び技能を有する人材の育成、建築物木材利用促進協定制度の周知等に取り組むものとします。

加えて、市町村との連携を緊密にすることにより、例えば公共建築物等を整備しようとする市町村や、建築物等における木材の利用を促進しようとする市町村に対し、府が木材の調達についてその区域内の情報や木材の利用に関する専門的な知見を提供するなど、木材の利用に取り組みやすい体制整備に努めるものとします。

(2) 木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

建築物等における京都産木材の利用の促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と京都府産木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進することが重要であることから、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、京都府又は市町村が講ずる関連施策に協力しつつ、法第6条の規定を踏まえて木材の利用が促進されるように木材の安定供給に努めるとと

もに、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく森林計画等に従った伐採及び伐採後の再造林等の適切な森林施業の確保並びに合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号。以下「クリーンウッド法」という。）第 2 条第 2 項に規定する合法伐採木材等の円滑な供給の確保を図るものとします。

また、建築物等を整備する者は、その整備する建築物等において木材を利用するに当たっては、クリーンウッド法の趣旨を踏まえるとともに、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する環境物品等に該当するものを選択するよう努めるものとします。

（3）公共建築物等における木材の利用の促進の効果

公共建築物は、多くの府民が利用する施設であり、木と触れ合い木の良さを実感する機会を広く提供することが可能です。

京都府が率先して、多くの府民が利用する公共施設を木造・木質化することで、木材の利用の拡大という直接的な効果はもとより、木材の良さを広く府民に P R し、住宅等の一般建築物における木材の利用の促進、さらには工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待出来ます。

第 3 建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木材の利用の促進を図る公共建築物

（1）対象

木材の利用を促進すべき公共建築物は、法第 2 条第 2 項各号、法施行令第 1 条各号及び条例第 7 条第 1 項に定めるものとし、京都府の各種庁舎のほか、府立の教育施設、文化施設、運動施設、福祉施設、医療施設、農林水産業関連施設等の府民が利用する公共建築物や府営住宅を対象にします。



府立施設の木造化



府立施設の内装等の木質化



（2）積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲（条例第 7 条第 1 項）

京都府が整備する公共建築物の整備においては、「高さ 16m（階数 3 階）以下、

かつ延べ面積 3,000 m²以下」の施設は、原則、京都府産木材の利用による「木造化」とし積極的に木材の利用を促進します。

また、木造と非木造の混構造（部材単位の木造化を含む。）とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から合理的な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとします。

ただし、以下に掲げる法令等により木造化になじまず、又は木造化が困難な①から④の場合は除きます。

- ① 建築基準法等の法令の規定や施設の設置基準などにより木造化が困難な場合
- ② 建築物に求められる強度、耐火性等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要があるなど、構造計画やコストの面で木造化が困難な場合
- ③ 災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等、文化財の収蔵・展示施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難な場合
- ④ その他知事が認める場合

なお、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物の構造は、その文化的価値を損なうことのないよう判断します。

高さ	階数	延べ面積	
		3,000m ² 以下	3,000m ² 超
16m超 ^{※1}	4～	耐火建築物	
	3	① 1時間準耐火の措置等	耐火建築物等 ※2
	2	① 1時間準耐火の措置等 又は	
	1	② 30分の加熱に耐える措置	
16m以下	～3以下	木造が可能 (階数、用途等によって不可となる)	

※1 倉庫・自動車車庫等の特殊建築物は「高さ13mを超えるもの」

※2 壁等により3,000m² 以内毎に区分することで1時間準耐火の措置等で建築可能

原則木造化とする公共建築物の範囲

「京都府が整備した木造公共建築物の施工事例」



- 【施設名称】 京都府農林水産技術センター
農林センター茶業研究所 本館
- 【構造】 木造
- 【延べ面積】 951 m²
- 【木材使用量（京都府産木材使用量）】 390 m³ (390 m³)

柱・梁架構は構造耐力上主要な柱及び梁にK T S材（京都木材規格材）※を採用するため在来軸組工法とし、また屋根構造にはC L T材を活用しており、府有施設では初のC L T建築物となりました。

※ 京都木材規格は、京都産木材の品質性能を適切に測定し表示するための京都独自の規格

(注) この基本方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

2 公共土木（条例第7条第1項）

京都府が実施する土木工事又は公共建築物や公園などの外構工事における各種資材及び仮設資材を対象とします。

(コストや技術面等を勘案の上、木材を利用する場合は京都府産木材を優先的に利用するものとし、環境に配慮した自然共生型の工種・工法の採用に努めることとします。)



木製治山ダム



木製ふとんかご工



丸太型枠



丸太伏工



木製柵・チップ舗装



木製ボードウォーク

3 備品・消耗品等

府有施設における机、椅子などのオフィス家具や紙類、文具などの消耗品の導入及び木質バイオマスの利用を対象とします。

(コストや技術面等を勘案の上、木材を利用する場合は京都府産木材を優先的に利用するものとします。)



会議用机



木製書架

4 維持管理

京都府では、設計段階から建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストの検討を行うとともに、劣化対策や維持管理・更新の容易性の確保に努め、適切な維持管理を行うことで建築物等の長期利用に取り組むこととします。

5 木材の利用の促進の啓発と気運醸成

京都府は、条例第 15 条に基づき、府、府民等、森林資源関連事業者、市町村等が京都産木材の利用等及びその促進に関する意見を相互に交換することにより、京都府産木材の利用等を積極的に行おうとする府民等の気運が醸成され、京都府産木材の利用等の促進が行われるよう、府民会議を設置し取り組むものとするとともに、条例第 17 条に基づき京都府産木材の利用等の促進に関し、特に優れた取組を行った者の顕彰を行うものとします。

また、木や森を利用することの意義及び京都府産木材の利用等の促進の重要性に対する府民等の理解を深めるため、木育の機会を確保するよう努めるとともに、京都府産木材の利用等に関する情報の発信等を通じてその普及啓発を図るものとします。

6 本方針で利用を促進する京都府産木材

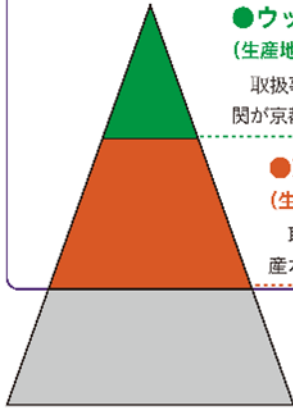
京都府では、京都府産木材の幅広い活用を促進することにより、木材の輸送過程における二酸化炭素の排出量の削減及び森林整備促進を図り、もって地球温暖化防止対策に資することを目的とする「京都府産木材認証制度」を実施しています。

建築物等に用いる木材は、原則として「京都府産木材認証(ウッドマイレージ CO₂ 京都の木認証)」を受けた木材の利用としますが、当該木材の使用が困難な場合は「京都府産木材証明(京都の木証明)」を受けた木材とします。^{※3}

※3 令和元年から、より幅広く京都府産木材の利用を進めるため、新たに木材の産地(京都府産)を証明する「京都府産木材証明(京都の木証明)」を創設。

京都府産木材認証制度（ウッドマイレージCO₂京都の木認証と京都の木証明）のイメージ

京都府産木材認証制度



●ウッドマイレージCO₂京都の木認証

(生産地(京都府産)に加え、木材の輸送時のCO₂の削減量がわかる)

取扱事業者によって生産、加工及び流通された京都府産木材(※1)に対して、認証機関が京都府産木材証明書(※2)及びウッドマイレージCO₂計算書(※3)を発行します。

●京都の木証明

(生産地(京都府産)がわかる)

取扱事業者又は認証機関登録事業者によって生産、加工及び流通された京都府産木材に対して、認証機関が京都府産木材証明書を発行します。

※ 京都府内の森林からの木材であっても、取扱事業者又は認証機関登録事業者以外の事業者によって生産、加工又は流通された木材は、**ウッドマイレージCO₂京都の木認証**、**京都の木証明**の対象にはなりません。

京都府産木材認証制度に関わる用語

※1【京都府産木材】 京都府内の森林から、関係法令等に違反することなく伐採された樹木を材料とする木材です。

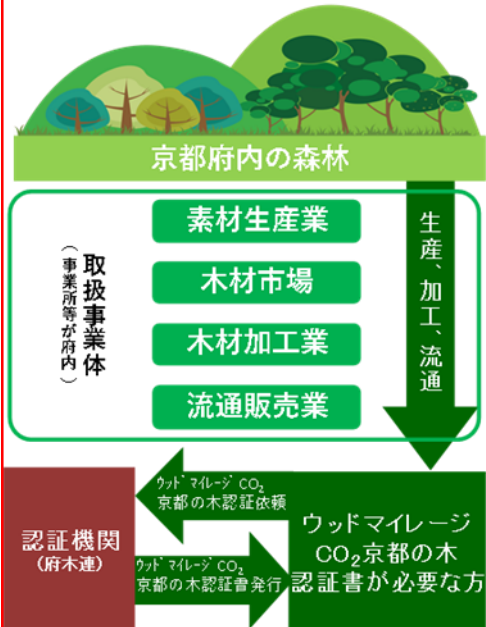
【ウッドマイレージCO₂】 木材の輸送過程における二酸化炭素の排出量です。

※2【京都府産木材証明書】 当該木材が京都府産木材であることを証する書面です。 京都の木証明 ウッドマイレージCO₂京都の木認証

※3【ウッドマイレージCO₂計算書】 ウッドマイレージCO₂を記録した書面です。 ウッドマイレージCO₂京都の木認証

ウッドマイレージCO₂京都の木認証

(京都府産木材証明書及びウッドマイレージCO₂計算書の発行)



木材の生産、加工、流通の全ての過程を取扱事業者（事業所等が府内）が実施

京都の木証明

(京都府産木材証明書の発行)



木材の生産、加工、流通の全てを取扱事業者（事業所等が府内）又は認証機関登録事業者（事業所等が府外）が実施



京都府産木材認証制度のシンボルマーク

「京都府産木材認証制度に係る標章の使用規定」

平成 18 年 7 月 10 日付け 8 林第 290 号 農林水産部長通知

第 4 京都府が整備する公共建築物等及び民間建築物における木材の利用の目標

[別紙参照]

京都府では、木材利用の目標を設定して木材利用の促進を図るとともに、京都府が整備する公共建築物等及び民間建築物（京都府産木材認証制度を適用した建築物に限る）における木材の利用状況を毎年度把握し、木材利用における課題解決に取り組めます。

1 公共建築物の木造化・木質化

京都府が整備する公共建築物においては、「高さ 16 m（階数 3 階）以下、かつ延べ面積 3,000 ㎡以下」の施設は、原則、京都府産木材の利用による「木造化」を図るものとします。

また、木造で整備する施設はもとより、RC 構造などの非木造の施設においても、京都府産木材の利用による内装等の木質化に積極的に努めます。さらに、製材等のほか CLT や木質耐火部材等の活用、部材単位の木造化等の技術の活用に取り組むものとします。

〈木造化・木質化を促進する施設〉

- ① 学校施設
- ② 社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）
- ③ 医療施設（病院、診療所等）
- ④ 運動施設（体育館、水泳場等）
- ⑤ 社会教育施設（図書館、公民館等）
- ⑥ 文化、観光施設
- ⑦ 警察施設（警察署、交番、消防署、消防詰所等）
- ⑧ 住宅施設（公営住宅等）
- ⑨ 公園施設（管理棟・案内所等）
- ⑩ 農林水産業関連施設
- ⑪ 庁舎・宿舍
- ⑫ その他①～⑪に類する施設

「大規模建築物における木材調達（材工分離発注）の事例」

【施設名称】 丹波自然運動公園

京都トレーニングセンター トレーニング棟・宿泊棟

【構造】 木造一部鉄骨造

【延べ面積】 5,500 m²

【木材使用量（京都府産木材使用量）】

760 m³（703 m³）



府内最大級の木造公共施設である本施設の整備においては、大量の京都府産木材を確実に調達するため、木材調達と建築工事を分けて発注する材工分離発注方式を採用しました。その結果、適正な伐採時期を選定し製材に着手できたことから、品質の安定した木材の確保と乾燥にかかる手間やコストの削減につながりました。

2 公共土木

京都府が実施する下記施設の整備については、土木工事又は外構工事での各種資材及び仮設資材などで、京都府産木材、木製品を積極的に使用します。

また、京都府産木材を一定の条件を満たし利用した場合、工事成績評定における加点対象とするなど、工事請負者の積極的な京都府産木材の利用を促進します。

- ① 農林水産業関連施設
- ② 道路施設（林道施設を含む）
- ③ 公園施設
- ④ 河川施設
- ⑤ 砂防施設
- ⑥ 治山施設
- ⑦ 外構施設
- ⑧ その他①～⑦に類する施設



木製治山ダム



木製流路工



木製残存型枠



木製ガードレール（林道）



丸太安全防護柵



木工沈床工



案内板



木製遊具



橋梁工（上津屋橋）



木製仮設防護柵・仮設土留め工



木製バリケード・工所用看板

3 備品・消耗品等

府有施設における机、椅子などオフィス家具や消耗品等の購入に当たっては、調達可能なものは、原則、京都府産木材を使用した木製品とします。

さらに、ペレットやチップなど、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入に努めます。



備品木質化（府庁）



備品木質化（振興局）



プランターカバー



課名プレート

4 民間建築物（京都府産木材認証制度を適用した建築物に限る）

京都府は、民間建築物に対し木材の輸送過程時のエネルギー消費の少ない京都府産木材の利用の促進のため、京都府産木材認証制度を適用した建築物の木造化・木質化を進めます。



幼稚園 A



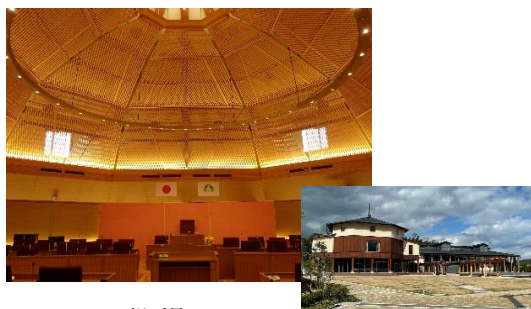
幼稚園 B

第5 市町村や建築一般（民間建築）での木材利用の拡大

1 市町村

京都府は、市町村における京都府産木材の利用を拡大するため、市町村の基本方針に基づいた木材利用が行われるよう、公共建築物等の整備を行おうとする市町村に対して木材の調達や利用に関する助言を行うなど、市町村と連携して木材の利用に取り組みやすい体制整備に努めます。

市町村が整備する公共建築物等のうち、府が整備する公共建築物等と同様の利用が行われるものは、木材利用を促進するものとしします。



町役場



町立こども園

2 民間建築

京都府は、民間での木材利用の取組を拡大するため、民間が整備する建築物等について、関係団体等の協力を得て、建築計画の情報収集や木材利用の働きかけに努めます。また、京都府地球温暖化対策条例（平成 17 年京都府条例第 51 号）に基づき一定規模以上の建築物での木材利用を推進するほか、豊かな森を育てる府民税を活用した事業等により民間建築物の木造化・木質化を支援します。

民間での木材利用を促進する建築物は、広く府民に利用され、府民の文化・福祉の向上に資するなど、公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）、病院・診療所、運動施設や府民の目に触れる機会が多く展示効果が高い店舗等とします。



幼稚園



宿泊施設



商業ビル

第 6 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

1 木材の供給に携わる者の責務

建築物等に利用する京都府産木材の円滑な供給を確保するため、森林所有者、林業従事者、木材製造業者、その他の木材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、京都府産木材の需給に関する情報の共有（グループ化したサプライチェーンの構築）、合法伐採木材等の供給体制の整備等に取り組むなど、法第 6 条の規定に則り、木材の利用が促進されるよう木材の適切かつ安定的な供給に努めるものとします。

2 建築用木材の生産に関する技術の開発等に関する事項

京都府及び市町村は、建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保を図るため、法第 16 条の規定に基づき、強度又は耐火性に優れた建築用木材として農林水産省令で定めるもの（CLT等）について、製造に係る技術及び製造に要する費用の低廉化に資する技術の開発及び普及を促進します。

また、府は大学その他の研究機関及び木材製造業者その他の木材の生産に携わる者等と連携し、京都府産木材の利用の促進に関する研究及び技術の開発・普及の促進を図るものとします。

京都府が整備する公共建築物等及び民間建築物における「木材の利用の目標」

(別紙)

区分	促進方向	取組の対象	積極的に木材利用を進める部分	数値目標	取組指標 ^{※4}
木造化 (公共建築物)	<p>京都府が整備する公共建築物においては、「高さ16m(階数3階)以下、かつ延べ面積3,000㎡以下」の施設は、原則、京都府産木材の利用による木造化 また、木造と非木造の混構造(部材単位の木造化を含む。)とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から合理的な場合もあることから、その採用も積極的に検討</p> <p>ただし、法令等により木造化になじまず、又は木造化が困難な(1)～(4)の場合は除く</p> <p>(1) 建築基準法等の法令の規定や、施設の設置基準などにより木造化が困難な場合 (2) 建築物に求められる強度、耐火性等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要があるなど、構造計画やコストの面で木造化が困難な場合 (3) 災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等、文化財の収蔵・展示施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難な場合 (4) その他知事が認める場合 なお、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物の構造は、その文化的価値を損なうことのないよう判断</p>	<p>広く府民に利用される公共の用または公用に供する下記施設について、木造化・木質化を推進</p> <p>① 学校施設 ② 社会福祉施設(老人ホーム、保育所等) ③ 医療施設(病院・診療所等) ④ 運動施設(体育館、水泳場等) ⑤ 社会教育施設(図書館、公民館等) ⑥ 文化・観光施設 ⑦ 警察・消防施設(警察署、交番、消防署、消防詰所等) ⑧ 住宅施設(公営住宅等) ⑨ 公園施設(管理棟・案内所等) ⑩ 農林水産業関連施設 ⑪ 庁舎・宿舍 ⑫ その他①～⑩に類する施設</p>	<p>土台、柱、梁、桁、壁、床、小屋組、間仕切り、室内ドア、カウンター、ルーバー、手すり等</p>	<p>○ 5年後の京都府産木材使用量 ⇒300㎡ (令和9年度(2027年度))</p> <p>○ 木造化率^{※1} ⇒100%</p> <p>○ 内装等の木質化率^{※2} ⇒100%</p> <p>※1 木造化率 建物の構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁等の全部又は一部に木材を利用することを「木造化」といい、新築等された施設に占める木造化された施設の割合を「木造化率」という。この場合、上記の構造耐力上主要な部分の5割以上に木材が使われているものを木造化された施設とする。 また、木造との混構造の場合は、床面積比で5割以上について、上記の木造化の要件を満たすものを木造化された施設とする。 なお、耐火建築物等とすることが求められる建築物、災害応急対策活動に必要な施設、その他木造化を図ることが困難な施設(特別な重量物を載せるような施設等)等は対象から除く。</p> <p>※2 内装等の木質化率 天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分や外壁等に木材を利用することを「内装等の木質化」といい、新築等又は模様替えが行われた施設に占める内装等の木質化が行われた施設の割合を「内装等の木質化率」とする。</p>	<p>○ 延べ面積当たりの木材使用量 ⇒ 面積1,000㎡以下 22㎡/100㎡以上 面積1,000㎡超 15㎡/100㎡以上 かつ</p> <p>○ 木材使用量に占める京都府産木材の割合 ⇒ 50%以上</p> <p>○ 京都府産木材使用量 ⇒ 基準値^{※5}の1.5倍</p> <p>※5 基準値：令和元年度～令和3年度の実績の平均(222㎡)</p>
	<p>京都府が整備する公共建築物の新築、増築、改築又は模様替えにあたっては、京都府産木材により内装等の木質化</p>		<p>天井、壁面、フローリング、間仕切り、室内ドア、カウンター、ルーバー、手すり等</p> <p>※2 内装等の木質化率 天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分や外壁等に木材を利用することを「内装等の木質化」といい、新築等又は模様替えが行われた施設に占める内装等の木質化が行われた施設の割合を「内装等の木質化率」とする。</p>	<p>○ 延べ面積当たりの木材使用量 ⇒ 福祉施設・住宅施設 3.0㎡/100㎡以上 上記以外 1.5㎡/100㎡以上 かつ</p> <p>○ 木材使用量に占める京都府産木材の割合 ⇒ 50%以上</p>	
木製品 (備品・消耗品等)	<p>府有施設における机、椅子などオフィス家具等の購入に当たっては、調達可能なものは京都府産木材を用いた製品を積極的に導入</p>	<p>全ての府有施設</p>	<p>いす、机、棚、収納用什器(棚以外)、パーテーション、コートハンガー、傘立て、掲示板、案内板、カウンター等</p>	<p>—</p>	<p>○ オフィス家具等については、調達可能なものについては、原則、木製とし、京都府産木材を使用したものを導入</p>
木材 (公共土木)	<p>土木工事又は外構工事での各種資材及び仮設資材などで、京都府産木材・木製品を積極的に使用</p> <p>併せて、新たな木材利用法を検討</p>	<p>① 農林水産業関連施設 ② 道路施設(林道を含む) ③ 公園施設 ④ 河川施設 ⑤ 砂防施設 ⑥ 治山施設 ⑦ 外構施設 ⑧ その他①～⑦に類する施設</p>	<p>○ 公園・外構施設以外 柵、視線誘導標、標識、案内板、階段、側溝蓋、沈床護岸、杭柵、治山ダム、土留め、法面保護、基盤吹付け材、流路、水路、魚礁等</p> <p>○ 公園・外構施設 四阿、パーゴラ、遊具、ベンチ、緑化支柱、木レンガ・チップ舗装(歩道)、ボードウォーク、階段、ウッドデッキ、フェンス、柵、プランター、標識、案内板等</p> <p>○ 仮設資材等 型枠、残置式型枠、工事用看板、仮設柵、バリケード等</p>	<p>○ 5年後の京都府産木材使用量 ⇒ 2,500㎡ (令和9年度(2027年度))</p> <p>○ 木材使用率^{※3} ⇒ 100%</p> <p>※3 木材使用率 全ての土木工事等の現場に占める、各種資材及び仮設資材等で府内産木材を使用した現場の割合を「木材使用率」とする。</p>	<p>○ 京都府産木材使用量 ⇒ 基準値^{※6}の1.5倍 なお、数値目標は平成23年3月に策定した目標値を据置</p> <p>※6 基準値：令和元年度～令和3年度の実績の平均(699㎡)</p>
木造化・木質化 (民間建築物)	<p>京都府産木材(ウッドマイレージCO₂京都の木認証木材又は京都の木証明木材)を利用した民間建築物の木造化・木質化</p>	<p>① 住宅 ② 非住宅 等</p>	<p>土台、柱、梁、桁、壁、床、小屋組、天井、壁面、床面(フローリング等)、間仕切り、室内ドア、カウンター、ルーバー、手すり等</p>	<p>○ 5年後の京都府産木材使用量 ⇒ 4,500㎡ (令和9年度(2027年度))</p>	<p>○ 京都府産木材使用量 ⇒ 基準値^{※7}の1.5倍</p> <p>※7 基準値：令和元年度～令和3年度の実績の平均(2,993㎡)</p>

※4 取組指標：木造化及び木質化に係る取組指標は、建築物を新築する場合に適用

(京都府森林利用保全指針の評価指標(令和11年度の府内産木材利用量 目標値)を基に増加率を算定(令和9年時点での達成に必要な増加率は1.548倍) ⇒ ≒ 1.5倍)